

令和2年  
6月号

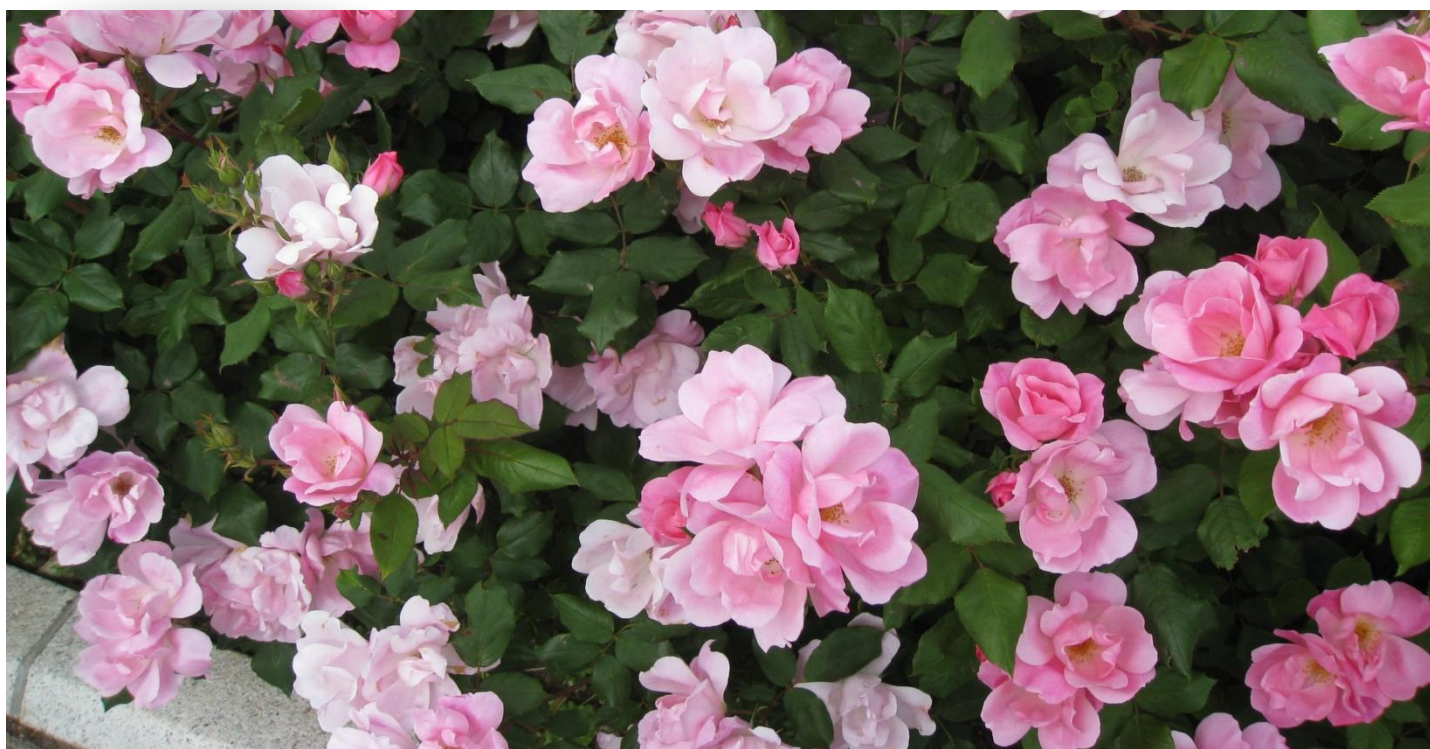
# 事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0034 千葉県市川市市川 1-21-7-405

mei\_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-326-5677・FAX 047-322-5244



散歩道のバラ

## 令和2年6月の税務と提出期限

- ① 6月10日・・・2020年5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 6月30日・・・2020年4月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 法人税・消費税・源泉所得税の納付期限の延長手続き・・・新型コロナウイルス感染症の影響により、法人が期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、期限の延長が認められる。

## 今月の気になった記事

- ① **テイクアウトする飲食店に、半年限定の酒類販売免許**・・・国税庁は、飲食店が持ち帰りで酒類を販売しやすくなるよう、半年限定の免許を新設した。以前は、飲食店では酒類の販売ができなかったが、外出自粛で店内の売上が激減、その救済措置として期限付き免許の新設。3日で2千店の申請が殺到している。
- ② **特別家賃支援給付金**・・・経済産業省は、オフィスビルや商業ビルに入居する事業者に対して最大600万円を助成する給付金制度を新設。5～12月の1ヶ月の売上が前年同月比50%以上減少している等の要件あり。
- ③ **中止イベントのチケット**・・・新型コロナウイルスの感染拡大に伴う政府の自粛要請によって中止になったイベントのチケットを、主催者の負担を減らすために払い戻しをしない人は、「寄付税制の特例」を受けられる。5月20日時点で307のイベントが特例の対象申請をしている。

# 働き方改革推進支援助成金「テレワーク（在宅勤務）コース」

## I 新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース（在宅勤務）

厚生労働省は、時間外労働の制限その他の労働時間等の設定の改善を目的として、在宅又はサテライトオフィスにおいて、就業するテレワークの実施に積極的に取り組む意欲があり、かつ成果が期待できる事業主を支援する。

### （1）対象事業主

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規（※）で導入する中小企業事業主

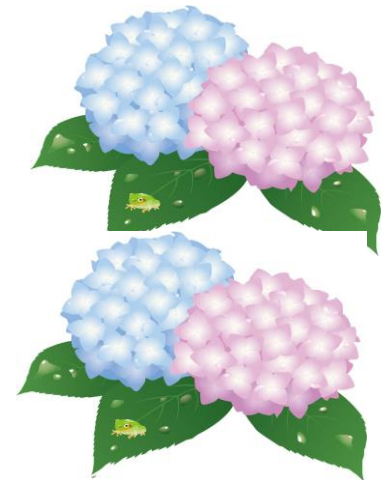
<対象となる中小企業事業主>

労働者災害関係保険の適用中小企業事業主であること

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

### （2）助成対象の取組

- ・テレワーク用通信機器（※）の導入・運用
- ・就業規則・労使協定等の作成・変更
- ・労務管理担当者に対する研修
- ・労働者に対する研修、周知・啓発
- ・外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング 等



### （3）主な要件

事業実施期間中に

- ・助成対象の取組を行うこと
- ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること

### （4）助成の対象となる事業の実施期間

令和2年2月17日～5月31日（機器の納品の遅延等により事業実施期間内に取組を行うことが困難な事業主について6月30日または交付決定後2ヵ月を経過した日のいずれか遅い日）まで延長された。

### （5）支給額

補助率：1/2（1企業当たりの上限額：100万円）

### （6）支給申請期限

令和2年9月30日まで延長



# 法人税及び地方法人税、法人消費税の申告期限 FAQ

## 問 1. どのような場合に法人は個別延長が認められますか。

新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請により期限の個別延長が認められます。

※個別延長とは、災害等のやむを得ない理由で申告等ができない場合に、納税者が「個別に申請を行うことで延長が認められる」。

### ○やむを得ない理由とは？

例えば、法人の役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したようなケースだけでなく、次の事情により通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなども該当することになります。

- ① 体調不良により外出を控えている方がいること
- ② 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方がいること
- ③ 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること
- ④ 感染拡大防止のため外出を控えている方がいること

## 問 2. 個別延長の場合の申告・納付期限はいつになりますか。

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に申告・納付することが困難な法人については、申告納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内の日を指定して申告・納付期限が延長されることとなります。

## 問 3. 個別延長する場合には、どのような手続きが必要となりますか。

別途、申請書等を提出していただく必要はなく、申告書の余白に「**新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請**」である旨を付記する※。このため、当初の申告期限以降に、申告書を提出する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響による申告期限及び納付期限を延長する旨を以下の方法で作成していただきますようお願いいたします。 ※ 源泉所得税においては、納付を行う際に所得税徴収高計算書の「摘要」欄に「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」である旨を付記していただくこととしております。

○ この場合、**申告期限及び納付期限**は原則として**申告書等の提出日**となります。

# 税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

## 1. 年の途中で個人事業を廃業した場合の「青色申告控除額」は、1年分受けられますか？

経営が悪化し、年の途中で廃業した場合に、月数按分する必要はなく、1年分控除できます。

青色申告控除は、原則は55万円ですが、電子申告の場合には65万円受けられます。青色申告とは、税務署に「青色申告承認申請書」を出して、取引を「正規の簿記の原則」で記帳するなど要件があります。

## 2. 子供がいない夫婦の相続税申告は、遺言があると、争いを避けられることが多い。

相続税では、両親が亡くなって、子供がいないご夫婦の法定相続人は、「配偶者と兄弟姉妹」となります。「配偶者に財産のすべてを相続させる」との遺言者を残すことで、兄弟姉妹との相続財産の争いが避けられる。一定の法定相続人には法律上の最低限の遺産取得分が、「遺留分」として認められていますが、兄弟姉妹に限っては、「遺留分が認められていません」。なので、遺留分の請求ができません。